

調査の名称	水質汚濁物質排出量総合調査
調査の目的	水質汚濁を効果的に防止するためには、各種発生源からの汚濁物質の排出を抑制することが必要であるが、合理的かつ効果的な排出規制等を行うには、汚濁物質の全国的な排出源と排出量を把握しなければならない。本調査は、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を把握して、排水基準の設定及び見直しに役立てるための基本的かつ重要な統計資料とすることを目的とし、実施するもの。
調査の対象	水質汚濁防止法の規制対象事業場のうち一日当たりの平均的な排水量が 50 m <sup>3</sup> 以上であるもの又は有害物質使用特定事業場 調査対象数：約 32,000 事業場
調査事項	調査客体の基本情報、用水量及び排水量、排水濃度等
調査の時期	3年に1回（令和3年10月実施）
調査の方法	調査票の送付（回答は信書便及びオンライン回答）